

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 32 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 30 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 30 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 16 件 |

兵庫国民年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年3月まで

昭和52年3月に父が事故にあったため、急きよ、A市のB社を退職して、C県D市の実家へ帰った。同社を退職する時、事務の人から、国民年金の手続をするように教えてもらっていたので、同年3月19日に私自身が同市役所E出張所で手続を行った。その後は、F金融機関へ納付書を持って払い込みに行き、領収書もらった。1か月ごとに2,000円前後の保険料を納付した記憶がある。それなのに、その期間は、年金に入っていないと言われたが、そんなはずはないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間について、D市の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者原票によれば、申立人の資格取得日は、当初52年3月19日とされ、その後、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、53年7月以降に資格取得日が同年4月1日へと変更された上、納付済みとされていた当該期間の国民年金保険料が還付された旨の記録が確認できる。

しかし、オンライン記録によると、上記の昭和52年4月から53年3月までの期間については、申立人は厚生年金保険及び他の被用者年金に加入していないことが確認できるため、当該期間について国民年金被保険者資格を喪失させた上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的理由は無く、国民年金保険料を還付することは、制度上、誤った取扱いとなる。

また、国民年金被保険者原票によれば、上記の処理について還付決定日の記

載は無く、還付決定が行われた時期が不明であり、G年金事務所によると、還付整理簿は保存されておらず、申立人に対する保険料の還付の有無を確認することはできない。

一方、申立期間のうち、昭和52年3月については、D市の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者原票によれば、当該期間に申立人が国民年金保険料を納付したこと、及び還付されたことは確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年度のうち未納とされている2か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年度のうち未納とされている2か月

昭和36年に国民年金に加入してから60歳になるまで、保険料を一貫して納付してきたが、昭和36年度のうち2か月は納付していないとされていることに納得できない。当時は地区の婦人会が3か月ごとに集金していたことをよく記憶している。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、60歳に達するまで、申立期間を除いて保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人は昭和36年当時、夫が厚生年金保険被保険者であったため、本来は任意加入被保険者たるべき者であったが、強制被保険者として払い出されていることが確認できる上、前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格取得日及び保険料納付開始月から、申立人は昭和36年4月の国民年金制度発足時から加入していたものと推認できることから、申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の昭和36年度の保険料納付実績は10か月納付とのみ記録されており、国民年金被保険者原票及びA市の国民年金被保険者名簿が既に廃棄されていることから、同年度のいずれの月が未納であったか不明であるところ、A市では、当時の保険料は地域の納付組織により3か月を単位として集金されていたとしており、3の倍数ではない10か月の納付記録は不自然であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、申立期間についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月25日及び18年4月25日は50万円、19年1月20日は75万円、同年4月25日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月25日
② 平成18年4月25日
③ 平成19年1月20日
④ 平成19年4月25日

A社から、平成17年4月25日、18年4月25日、19年1月20日及び同年4月25日に支給された賞与において厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、申立期間の記録が確認できない。このため、控除された保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同徴収簿の社会保険料額の内訳表により、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する額の標準賞与額(申立期間①及び②は50万円、申立期間③は75万円、申立期間④は50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録していないとは考え難いことから、事業主が当該期間に係る賞与支払届を提出していない結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年9月は19万円、12年9月は20万円、15年4月から17年3月までの期間は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る賞与については、当該期間のうち、平成18年12月8日の賞与に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月7日から19年7月20日まで

私は、A社からB社に派遣され、C業務をしていたが、この時期の給与明細書によると、厚生年金保険料が改ざんされているように思えるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によると、申立人は、申立期間のうち、平成11年9月、12年9月、15年4月から17年7月までについて、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されており、控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、届け出られた標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年9月は19万円、12年9月は20万円、15年4月から17年3月までの期間は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う上記期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成18年12月8日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に24万9,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与明細書により、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年8月までの期間、同年10月から15年3月までの期間及び17年8月から19年6月までの期間において、12年1月、同年2月及び14年8月については、給与明細書が残っておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない上、それ以外の期間については、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、

オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与明細書によれば、申立期間に係る賞与のうち、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月、17年7月15日、同年12月9日及び19年7月13日に支給された賞与については厚生年金保険料が控除されていない上、18年7月に係る賞与については、当該賞与から控除された保険料額又は賞与額に見合う標準賞与額が、オンライン記録上の標準賞与額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の14万円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の両日における標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月16日から19年9月30日まで

私は、会社の同僚から、「A社は、社員の厚生年金保険について、社会保険事務所（当時）に、実際の給与や賞与に見合った届出を行っていない。」と聞いた。

A社に尋ねると、このことを認め、年金記録確認の申立てを行うようにとのことであった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初14万円（賞与支払日は、18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に14万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（14万円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に18万1,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、上記賞与計算書によれば、平成17年7月15日及び同年12月9日に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立人が提出した給与明細書によると、申立期間において、給与から控除された厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果14万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の9万円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、両日に係る標準賞与額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月1日から18年2月1日まで
② 平成18年2月1日から19年9月30日まで

私は、A社からB社に派遣され、C業務をしていた。A社は、給与明細書に書かれていた厚生年金保険料の控除額よりも低額の厚生年金保険料を、社会保険事務所（当時）に納付していたかも知れないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与

額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初9万円（賞与支払日は、18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に9万円から14万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（14万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（9万円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する源泉徴収簿により、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②に係る賞与のうち、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書及び申立人が提出した給与所得退職所得に対する源泉徴収簿により、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立人が提出した給与所得退職所得に対する源泉徴収簿によると、申立期間②において、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できるこ

とから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成18年2月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出をしていることが確認できる。

また、雇用保険記録においても、申立人は、平成18年2月1日に同保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が提出した給与所得退職所得に対する源泉徴収簿によると、申立期間①において、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年9月及び15年4月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は19万円、同年8月から17年3月までの期間、同年5月、同年6月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る賞与については、当該期間のうち、平成18年12月8日の賞与に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は同日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月14日から19年7月21日まで

私はA社から、B社に派遣され、組立や在庫管理の仕事をしていた。実際に支払われた給与や賞与と、A社から社会保険事務所（当時）に提出された給与額や賞与額に違いがある。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によれば、申立人は、申立期間のうち、平成

12年9月及び15年4月から17年3月まで、同年5月、同年6月及び同年8月について、A社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料を給与から控除されており、控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、届け出られた標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、平成12年9月及び15年4月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は19万円、同年8月から17年3月までの期間、同年5月、同年6月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う上記期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成18年12月8日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出をしていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成12年1月から同年8月まで、同年10月から15年3月まで、17年4月、同年7月及び同年9月から19年6月までの期間については、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、A社に係る賞与計算書によれば、申立期間のうち、平成17年7月15日、同年12月9日及び19年7月13日に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されておらず、18年7月19日に係る賞与については、当該賞与から控除された保険料額又は賞与額に見合う標準賞与額が、オンライン記録上の標準賞与額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は11万4,000円、16年12月10日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年12月10日

A社から支給された賞与のうち、平成15年12月17日支給分及び16年12月10日支給分について、私が所持している賞与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず記録が無い。正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支払明細書及びA社から提出された申立人に係る賞与の支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する額の標準賞与額(申立期間①は11万4,000円、申立期間②は20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の当該期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果13万8,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の8万8,000円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、両日に係る標準賞与額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日から17年1月16日まで
② 平成17年1月16日から19年9月30日まで

私は、A社からB社に派遣され、C業務をしていた。A社の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が改ざんされているように思えるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初8万8,000円（賞与支払日は、18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に8万8,000円から13万8,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（13万8,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（8万8,000円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②に係る賞与のうち、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に12万9,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 一方、上記賞与計算書によると、申立期間②のうち、平成17年7月15

日及び同年12月9日に支払われた賞与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A社に係る給与計算書によれば、申立期間②のうち、平成17年1月から同年11月までの期間について、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらず、また、申立期間②のうち、17年12月から19年8月までの期間については、給与明細書等が残っておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できないため、あっせんは行わない。

- 4 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成17年1月16日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、平成17年1月16日に同保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社から提出を受けた給与計算書によると、申立期間①について、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の13万円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、両日に係る標準賞与額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月16日から19年7月31日まで

A社から電話があり、私が同社に在籍していた期間の一部について、報酬に関する年金記録の訂正を社会保険事務所（当時）に申し立てるように言われた。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初13万円（賞与支払日は、18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に13万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（13万円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る賞与のうち、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に17万9,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、12万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、上記賞与計算書によると、平成17年7月15日及び同年12月9日に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認で

きることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、報酬月額から控除されていた厚生年金保険料額を確認することができない上、A社が提出した給与計算書によると、申立期間のうち、平成17年1月から18年1月までの期間及び18年3月から同年11月までの期間において、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間及び13年12月1日から14年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から14年3月1日まで

申立期間における厚生年金保険被保険者としての標準報酬月額の記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成13年10月、同年12月及び14年1月を19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者

資格喪失確認通知書によると、申立人の標準報酬月額に係る記載は、18 万円であることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 18 万円と決定しており、申立人が主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 8 月から 13 年 9 月までの期間、同年 11 月及び 14 年 2 月については、A 社が保管する申立人に係る給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年7月19日に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果12万3,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の7万3,000円とされているが、申立人は、同日の賞与について、標準賞与額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同日における標準賞与額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成18年12月8日及び19年7月13日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、両日の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、両日に係る標準賞与額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月9日から同年12月16日まで
② 平成16年12月16日から19年9月30日まで

私は、A社から、B社に派遣され、C業務をしていた。同社の給与明細書によると、厚生年金保険料が改ざんされているように思えるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における賞与のうち、平成18年7月19日に支給された賞与に係る標準賞与額については、当初7万3,000円（賞与支払日は、18年7月25日）と記録されていたが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に7万3,000円から12万3,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（12万3,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（7万3,000円）となっている。

しかしながら、平成18年7月19日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間のうち平成18年7月19日の賞与に関する届出を社会保険事務所に対し誤って行い、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②に係る賞与のうち、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、当初は記録されていないが、当該賞与に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に12万2,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかしながら、平成18年12月8日及び19年7月3日に支給された賞与については、A社に係る賞与計算書により、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 一方、上記賞与計算書によると、申立期間②のうち、平成 17 年 7 月 15 日及び同年 12 月 9 日に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A社に係る給与計算書によれば、申立期間②のうち、平成 16 年 12 月から 17 年 11 月までの期間については、事業主が、申立人の給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらず、また、申立期間②のうち、17 年 12 月から 19 年 8 月までの期間については、給与明細書等が残っておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できないため、あっせんは行わない。

4 申立期間①については、A社が提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成 16 年 12 月 16 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、平成 16 年 12 月 16 日に同保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社から提出を受けた給与計算書によると、申立期間①について、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月16日から同年12月1日まで

B社に入社し、平成2年11月16日にA社に異動した。その時の年金記録に15日間の空白がある。私はこの期間は辞めていないので、調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はB社及び関連会社であるA社に継続して勤務し(平成2年11月16日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月16日から59年1月1日まで

私は、昭和57年11月にA社に正社員として入社し、その後、子会社であるB社に異動になった。一部期間について、預金通帳に給与の振込記録が確認できる。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が所持する普通預金通帳から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和57年12月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年1月1日であり、申立期間は同保険の適用事業所ではないが、元同僚は、「申立期間における給与の支払いについて、B社の社員に対しては、親会社であったA社から支払われており厚生年金保険料の控除もあった。」と証言している上、申立人が所持する普通預金通帳によると、58年12月及び59年1月にA社から給与の振り込みがあったことが確認できることから、申立人は、B社が適用事業所となるまでの期間について、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和57年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿謄本からA社の所在地及び代表者を把握し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の控除の有無について照会したものの回答を得ることはできず不明であるが、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日が同事業所に係る雇用保険被保険者記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和57年12月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から58年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年2月1日、資格喪失日が19年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日から同年8月1日まで

平成17年2月から19年7月末までA社に勤務したが、退職時の会社の手続が誤っていたため、厚生年金保険被保険者記録に1か月の欠落がある。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年2月1日、資格喪失日が19年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された労働者名簿、雇用保険被保険者記録及び申立人から提出された平成19年7月の給与明細書から、申立人は、同社に同年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成19年

6月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成19年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
私が A 社を退職後に申立期間の標準報酬月額の減額措置が行われている。
訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人のオンライン記録において、申立期間については、当初、申立人が主張する標準報酬月額は 36 万円と記録されていたところ、平成 19 年 1 月 5 日付けで、18 年 2 月 1 日に遡^{そきゆう}及して 22 万円に減額訂正処理がされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社において、申立人以外にも、15 人の従業員について、申立人と同一の日付けで、申立人と同様に平成 18 年 2 月 1 日に遡及して標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A 社の履歴事項全部証明書から確認できる申立期間当時の元代表取締役によると、「当時、保険料の滞納があった。」と証言している上、B 社会保険事務所（当時）が保管する滞納処分票により、当該事業所において、平成 19 年 1 月当時、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 1 月 5 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について 18 年 2 月 1 日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理は有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年3月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月13日から27年5月19日まで

A社B支店から同社C支店に転勤時の年金記録に不備がある。記録の訂正を願う。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員記録表、同社が発行した申立人に係る在籍証明書、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、健康保険整理番号「*」、資格取得年月日「19.6.1」と記載されたものが、同資格取得年月日を「27.5.19」に書き換えられていることが確認できるところ、健康保険整理番号「115の2」、「116の2」で管理されている同被保険者二人の同資格取得年月日もそれぞれ「19.6.1」と記載されたものが「27.5.19」に書き換えられており、当該二人のオンライン記録によると、昭和19年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年5月16日に同被保険者資格を喪失し、同年5月19日に同社C支店において同被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該二人の同被保険者

資格取得日については適正であると認められるが、申立人の同社C支店に係る同被保険者資格取得日については、当該二人の資格取得日にあわせて記録の書き換えが行われていることがうかがえる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、「29.6.1」と記載されたものが、「19.6.1」に書き換えられていることが確認でき、健康保険整理番号は「*」を「*」に書き換えられていることも確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録の管理は適切であったとは認められず、申立人が昭和27年5月19日にA社C支店において同被保険者資格を取得したとするオンライン記録は有効なものであるとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 10 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 34 年 8 月 25 日から 39 年 1 月 30 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 10 日から A 社に勤務し始め、同年 8 月 25 日からは B 社で勤務した後、39 年 1 月 30 日まで同社に勤務していたが、その厚生年金保険の期間について、退職した約 2 年後に脱退手当金が支給された記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 41 年 4 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 39 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓しており、その約 2 年 1 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、いずれも申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままとなっていることが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から同年8月6日まで

私は昭和44年3月からA社に勤務していたが、48年8月、私と同僚の二人は新たに設立された同社の関連会社（B社）に移籍した。しかし、それまではA社で継続して勤務しており、同社で厚生年金保険の資格を喪失した48年1月1日から、関連会社で資格取得した同年8月6日までの期間の記録が欠落していることに納得できない。その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、元同僚は、「申立人は、移籍直前までA社で従前の業務を行っていた。」と供述していることから、B社の新規適用日である昭和48年8月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、現在、営業を休止している上、当時の事業

主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から同年4月1日まで

亡夫は、昭和32年4月1日にA社に入社後、平成3年10月1日に定年退職するまで、転勤はあったものの同社に継続して勤務していたのに、年金記録には1か月間の空白があるので、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年3月15日にA社C支社からB社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和35年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「納付したと思われる。」としているが、このことを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月29日は29万6,000円、17年8月10日は28万円、同年12月29日は29万円、18年8月11日は32万円、同年12月29日及び19年8月10日は29万円、同年12月28日は23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月29日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月29日
④ 平成18年8月11日
⑤ 平成18年12月29日
⑥ 平成19年8月10日
⑦ 平成19年12月28日

私は、平成16年12月から19年12月までの賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立人から提出されたA社に係る給与明細書及び郵便貯金通帳により、申立人は、平成16年12月29日、17年8月10日、同年12月29日、18年8月11日、同年12月29日、19年8月10日及び同年12月28日の賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成16年12月29日は29万6,000円、17年8月10日は28万円、同年12月29日は29万円、18年8月11日は32万円、同年12月29日及び19年8月10日は29万円、同年12月28日は23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時に事務手続を行っていた税理士が既に死亡している上、届出等の資料は見当たらないので不明であるとしているが、申立期間は7回であり、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が賞与に係る届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難い上、A社が加入するB厚生年金基金においても、申立期間に係る標準賞与額の記録は無いことから、事業主は申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

平成 17 年 12 月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、24万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

平成17年12月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、23万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

平成 17 年 12 月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、23万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

平成17年12月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、19万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

平成17年12月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、33万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

平成17年12月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、33万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

平成 17 年 12 月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

平成17年12月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

平成 17 年 12 月の賞与について、記録が確認できないと言われ、社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A基金に提出した賞与支払届は、全員分すべてそろっていたが、社会保険事務所に提出した賞与支払届については、7枚のうち1枚が紛失しており、9人分の賞与支払届が出ていないことが判明した。いつどこで紛失したのか不明であるが、22年1月26日に、再度提出の上、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細表(平成17年12月9日支払い分)により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったとしているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月1日から17年6月1日までの期間及び同年7月1日から18年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年4月から16年2月までは15万円、同年3月から同年8月までは22万円、同年9月から17年5月まで及び同年7月から18年6月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年3月まで
② 平成14年4月から18年6月まで

私は、昭和56年4月1日から59年3月末までの間、A事業所に勤務していたが、毎年昇給があったと記憶しているにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額について不当に低く届出が行われていることに納得できない（申立期間①）。

また、現在も勤務しているB社の標準報酬月額についても、平成14年4月から18年6月までの標準報酬月額の記録が給与支払明細書の金額よりも低く納得できない（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、平成14年4月から17年5月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間について、申立人が所持する給与明細書及び事業

所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額
のそれぞれに見合う標準報酬月額は、共にオンライン記録の標準報酬月額を
上回って相違していることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明
細書及び事業所が保管する賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除
額から、平成14年4月から16年2月までは15万円、同年3月から同年8
月までは22万円、同年9月から17年5月まで及び同年7月から18年6月
までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の
履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する
給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報
酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間に
わたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料
控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社
会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に
ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報
酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない
と認められる。

また、申立期間②のうち、平成17年6月については、オンライン記録の
標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控
除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額
を超えていると認められることから、当該期間については、特例法による保
険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、昭和56年4
月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、57年7月の随時改定により、標
準報酬月額が11万8,000円から14万2,000円となり、58年10月の定時決
定の際には同額となっていることが確認できるが、申立人は、「毎年昇給が
あったと記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人は給与明細書を所持していない上、A事業所は、「当
時の資料は残っていない。」と回答しており、厚生年金保険料控除額を確認
することができない。

また、A事業所は、「昇給は当時毎年1回、4月に行い、入社後1年目の
昇給額は月額変更届の対象となる額だが、入社後2年目は標準報酬月額の変
更に至らない範囲の昇給額だったと考えられる。」と回答しており、オンラ
イン記録の標準報酬月額の推移と一致する。

さらに、申立人と同時期に勤務を開始した元従業員二人のオンライン記録
の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額の変動に不自然さはなく、
そのうちの一人は、「オンライン記録の標準報酬月額は当時支給を受けた給
与月額に合致している。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

昭和21年1月10日から同年5月1日までの期間について、申立人のA社B事務所（適用事業所名は、同社B在勤）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年1月10日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、480円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和23年5月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和23年5月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月10日から同年5月1日まで
② 昭和23年5月31日から同年8月1日まで

申立期間①については、A社の職員として勤務していた時に、召集により軍隊に入り、終戦後の昭和21年1月10日から同社B事務所に勤務していた。申立期間②については、23年5月31日からD社に出向したものの、A社に在籍し、同社の社宅に無償で住んでいた。

昭和27年1月にA社C支店に戻るよう言われたが、D社へ転職するため、A社を退職したが、それまで継続して勤務していたので、欠落している期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する人事記録等から判断すると、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務（同社本店から同社B事務所へ異動）していたことが認められる。

また、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認すると、申立人を含む4人について、当該事業所における資格取得日の記載が無いことから、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）又はオンライン記録により、当該4人の当該事業所に係る資格取得日を確認したところ、4人全員の資格取得日が当該被保険者名簿に記載されている最初の標準報酬月額等級の改定日と同一日であることが確認できる上、当該被保険者名簿には、当該改定日より前の標準報酬月額の記載（決定日の記載なし）が確認できることから、申立人を含む4人については、オンライン記録で記録されている当該事業所に係る資格取得日より前から、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者であったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿には厚生年金保険の適用事業所となった日の記載が無く、日本年金機構E事務センターでは、「当該事業所の新規適用日は不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において適切な記録管理が行われていなかったと考えられ、事業主は、申立人が主張する昭和21年1月10日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿に記載されている最初の標準報酬月額の480円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社が保管する人事記録等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B事務所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人の代理人である妻は、「申立人と若い助手2人がA社B事務所閉鎖に伴い、最後の残務処理をしていた。」と供述していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である昭和23年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、被保険者名簿に記載された申立人の当該期間前後の標準報酬月額から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年8月まで

平成5年4月ごろに母親がA市B区役所又は同市C区役所で私の国民年金加入手続を行ってくれた。保険料は毎月母親が郵便局の窓口で支払ってくれていた。ねんきん定期便が自宅に送られてきて、加入時の期間の保険料が未納になっていることを知り、大変驚いた。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成8年1月に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は同年3月に加入手続を行ったものと推認されることから、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親からも、申立期間に係る加入手続及び保険料納付について具体的な供述が得られないため、当該期間の加入及び納付状況等は不明である。

さらに、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

私が20歳に達した昭和46年当時、私が在住していた地域は婦人会が国民年金保険料を収集しており、保険料は、母親が私の保険料も含めて集金人に納めてくれていた。その後、50年に結婚し、それ以降は私が夫婦の保険料を納付した。

年金記録を確認したところ、母親が国民年金保険料を納めてくれていた3年以上の期間が未納とされていることが分かった。当時の領収書といった証拠となるものは無いが、母親が、私の保険料を納めていないとは考えられず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は51年2月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違がみられる上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことがわがわがの事情は見当たらない。

また、上記払出簿によると、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、その母親も、集金人に国民年金保険料を納付していた状況がうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に死亡していることから、当時の状況が確認できない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年9月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から51年9月まで
② 昭和51年10月から53年3月まで

申立期間①については、実父が私の国民年金の加入手続を行い、A市役所から届いた納付書により、同市役所の窓口で保険料を納付してくれていた。

そのため、加入手続や年金手帳の交付等について詳しいことは分からない。

また、実父の亡き後の期間である申立期間②については、私がB市C区役所（現在は、同市D区役所）で手続を行い、同区役所から届いた納付書により、同区役所の窓口で毎月保険料を納付していた。

現在の記録に納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和54年1月10日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、53年12月16日から同月22日までの間に加入手続を行ったことが推認できることから、この時点において、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関して直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の実父も昭和51年*月に既に死亡しており、具体的な加入状況及び納付状況が不明である上、A市によると、申立人（旧姓を含む。）の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表は存在しないとしており、当該期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立期間②について、申立人は、B市C区役所で国民年金の加入手

続を行い、同区役所から送付された納付書により同区役所の窓口で毎月保険料を納付していたと主張しているところ、当該加入手続を行った時期の記憶が曖昧である上、申立人は、同時期に保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、同市D区役所によると、当該期間における申立人の保険料納付は確認できず、当時、同区役所の窓口で過年度保険料を収納することはできなかったとしており、上記で推認できる申立人の加入手続（昭和53年12月）時点で当該期間は過年度納付となることから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の実父及び申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から57年2月まで

私は、多分親に勧められて、いっどこで手続を行ったのか全く覚えていないが、国民年金に加入した。

結婚を機に、昭和56年5月から57年2月ぐらいまでA市に住んでおり、その時、市の職員らしい女性が通い帳のような長3サイズの納付書を持って集金に来て、過去の未納期間が無くなるまで何回かまとめて納付し、その後、毎月納付して領収書をもっていたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、具体的な記憶が無いとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成9年3月28日に、昭和63年10月から平成元年2月までの期間及び6年10月から7年1月までの期間に係る第3号被保険者の特例による届出を行っており、申立人の基礎年金番号は、9年5月15日に、B社会保険事務所（当時）で国民年金の記号番号により付番されていることが確認できるが、申立人に対して、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、他人の国民年金手帳記号番号が記載された国民年金手帳を所持しているが、当該手帳をどのような手続を経て、いつ受け取ったのか覚えていないとしており、C社会保険事務所（当時）は、当該手帳記号番号の記載された年金手帳を誤って申立人に送付したことを書面で謝罪しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該手帳記号番号は、昭和54年3月26日にD町（現在は、E市）で申立人とは別人に払い出されていることが確

認できることから、申立期間について、A市において当該手帳記号番号で国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から59年3月まで

私の母が、昭和52年4月ごろに、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った場所は覚えていないが、手続時にもらった年金手帳を所持しており、当該手帳の「初めて被保険者となった日」に52年4月1日と記載されている。

国民年金保険料は、私の母が、3か月に1回、A銀行B支店の窓口で納付書により納付していたが、領収書のことは全く覚えていない。

私の母は、私より約9か月遅れて国民年金に加入しているにもかかわらず、私の年金番号は、母の年金番号より後の番号である。私には、母より前の年金番号があり、その番号で国民年金保険料を納付していたのではないかと、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月に大学を卒業し、同年4月に申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が現在所持する年金手帳を受け取ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年2月1日に払い出されたことが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年1月26日に付加保険料の加入申出を行っていることが確認できる上、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、上記付加保険料の加入申出日に行われたものと推認でき、当該加入時点では、申立期間のうち大部分が時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、上記年金手帳の「初めて被保険者となった日」に昭和52年4月1日と記載されていることから、当該手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号があるのではないかと主張しているところ、申立人の住民票を見ると、申立人は、43年2月から現住所に居住していることが確認でき、申立期間を通して住所地及び氏名の変更が無い申立人に対して、52年4月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。なお、当該手帳の「初めて被保険者となった日」は、申立人が大学を卒業し、強制加入被保険者となったことに伴い、この日を申立人の国民年金被保険者資格の取得日と設定したことを示すものであり、保険料の納付の開始を示すものではない。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月、17年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成17年5月及び同年6月

私は、平成16年7月末にA社を退職した後と17年4月にB社を退職した後に、C社会保険事務所（当時）でそれぞれ国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。具体的なことは定かでないが、二つの未納期間について納得できないため、申立てを行った。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人によると、申立期間①及び②共に会社を退職した後、C社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、保険料の納付方法及び納付金額などについては覚えていないとしており、具体的な供述が得られない上、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間となっていることから、申立人は被保険者として取り扱われておらず、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人によると、申立期間①及び②共に、国民年金に関する手続を行った時には年金手帳を持参していたとしているが、申立人の所持する年金手帳（平成14年2月4日にD社会保険事務所（当時）において再交付されたもの）の「国民年金の記録（1）」（被保険者資格の取得及び喪失記録）欄には、13年8月16日の資格取得が記載されているのみであり、当該期間に手続を行った形跡は見られない。

さらに、申立人は、平成13年8月にE社を退職した後の期間について国民年金の加入手続を行わず、保険料を納付しなかったとしているものの、当時、申立人とその後婚姻する者との間で話し合いを行い、以後、会社を退職し

た時には適切に手続を行うようにしていたはずだと主張しているが、13年8月から14年1月までの未納期間について、F市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「社保勸奨状職権適用」と記載されており、同市によると、この記載は社会保険事務所（当時）による勸奨後も申立人から届出が無かったため、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、約半年を経過した13年12月13日に同市で職権適用し、自宅へ納付書を送付した記録であるとしている上、同名簿によると、厚生年金保険の加入により14年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後の期間に同資格の取得記録が確認できないことから、申立人は、申立期間①及び②共に、国民年金の加入手続を行っていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録の勸奨関連情報によると、申立期間①及び②共に、申立人の厚生年金保険資格喪失後、2年近く経過した時効直前に未加入期間の国民年金適用勸奨が行われており、同記録の適用年月日欄に日付が入力されていないことから、勸奨状が送られたのみで当該手続は行われていないものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から61年3月まで

私の夫が昭和54年3月にその親族が経営するA社に入社したことを契機に生活も安定し、その会社には夫の両親や姉たちが一緒に働いており、親族が厚生年金保険に加入していたことで、私自身も将来を考えて国民年金に任意加入した。国民年金保険料は毎月、家計から出して銀行の窓口で納付し続けたのに、この期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和54年3月に夫の親族が経営する事業所に入社したことを契機に生活も安定したことで、国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者は、61年4月に導入された基礎年金制度の第3号被保険者として初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、また、申立人が所持する年金手帳には、i) 初めて被保険者となった日が同年4月1日と記載され、ii) 被保険者の初めての住所欄にも申立人が同年12月に転居したB市C町の住所の記載が確認できることから、申立人は、このころに初めて第3号被保険者として国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、制度上、申立人は国民年金の任意加入被保険者となるため、上記の加入手続が行われたと推認できる時点では、申立期間は未加入期間となり、保険料をさかのぼって納付できない期間となる上、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳以外に別の年金手帳も所持していたが、記載内

容が上記手帳と変わらないことから処分したとしているなど、申立人が昭和 54 年 3 月ごろに加入手続きを行い、これらとは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年12月まで

申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私は未納とされており、私の性格上、2年間だけ納付しないのは有り得ない。年金手帳の被保険者でなくなった日に記載された昭和59年6月1日を訂正印で消されているが、そのような手続を行った記憶は無く、夫の手帳には何も記載が無い。未納とされている時期が手帳に記載された日と同じというのは、手続上、手違いがあったのではないかと感じており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、理由は不明であるが、国民年金の記録欄の被保険者でなくなった日が昭和59年6月1日と記載され、訂正印によりその日付が抹消されていることか確認できるところ、A市の収滞納一覧表（昭和59年度）及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人は当該日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記録されている上、オンライン記録によると、その資格喪失は昭和63年5月10日に取り消されていることが確認できることから、当時、申立期間のうち59年6月以降の期間については未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料は現年度納付、過年度納付ともに行えたとは考え難い。

また、A市の収滞納一覧表（昭和58年度）によると、申立人は当該年度の国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認できるところ、上記収滞納一覧表（59年度）によると、申立期間当時に納付が可能であった昭和59年4月及び同年5月の保険料が未納であることが確認できる上、オンライン記録によると、上記の当該資格喪失が取り消された直後の63年5月23日に、

当該時点で時効が完成しておらず、納付が可能な期間の国民年金保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、その時点では、申立期間は時効により納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人から提出のあった昭和 60 年の確定申告書（控）以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月

私は、結婚を機にA市に転居した平成元年3月に、夫の会社から国民年金の未納分について納付するよう指導があったので、夫婦一緒にA市役所へ赴き、婚姻届、転居届等の手続を行った際、国民年金についても相談したところ、夫婦共に空白期間があり、まださかのぼって納められるとのことだったので、その窓口で未納分をすべて納付した。

ところが、ねんきん特別便をみると、その時納付したはずの期間が未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に当たり、A市役所で過年度納付書を発行してもらい、その窓口で納付したと主張しているところ、同市によると、同市の窓口では過年度納付書を発行することはあるものの、国庫金となる過年度保険料は収納していなかったとしており、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格を昭和62年12月30日に喪失し、63年1月1日に国民年金被保険者として資格取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間と記録されており、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月及び同年11月

私は、結婚を機にA市に転居した平成元年3月に、会社から国民年金の未納分について納付するよう指導があったので、夫婦一緒にA市役所へ赴き、婚姻届、転居届等の手続を行った際、国民年金についても相談したところ、夫婦共に空白期間があり、まださかのぼって納められるとのことだったので、その窓口で未納分をすべて納付した。

ところが、ねんきん特別便をみると、その時納付したはずの期間が未加入期間とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に当たり、A市役所で過年度納付書を発行してもらい、その窓口で納付したと主張しているところ、同市によると、同市の窓口では過年度納付書を発行することはあるものの、国庫金となる過年度保険料は収納していなかったとしており、申立人の主張と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月初、夫は会社員で厚生年金保険被保険者であったため、私は国民年金に加入しなくてもよかったが、将来のことを考え、A市役所B支所で国民年金の任意加入の手続を行った。国民年金に加入後、52年にA市からC市へ転居したが、保険料を一度も滞納することなく納付し続けてきた。

年金記録を調べたところ、A市での加入当初の年金記録が欠落しており、昭和50年11月からの納付記録しかないことが分かったので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度創設当初に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人が国民年金の加入手続を行った日は50年11月26日と推認され、国民年金被保険者台帳に記載されている申立人の国民年金任意加入被保険者としての資格取得日と一致していることが確認できることから、行政側の事務処理に不自然な点は見られない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行うためには、上記加入手続時点で払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が必要であるところ、申立人は、昭和36年4月当時から52年にC市に転居するまで住所地に変更は無かったとしており、同じ住所地において、重複して同手帳記号番号が払い出されることは考え難いなど、36年4月ごろに、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の具体的な保険料額等を覚えていない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月初、夫は厚生年金保険の被保険者であったので、私だけ国民年金に加入し、国民年金保険料を町内会の集金人に納付してきた。加入当初の保険料は150円で、その後250円、450円と上がっていったことをはっきり記憶している。

年金を受給する前に年金記録を確認するため、A市役所B支所に赴いたところ、窓口の職員から昭和36年4月から39年9月までの期間が未納期間であるとの説明を受けた。また、自身の年金記録を見せてもらったところ、数か所の保険料をさかのぼって納付した記録になっていた。

私は、昭和36年4月初から集金人に国民年金保険料を納付しており、当該期間が未納とされているのは納得できないし、さかのぼって納めたりしておらず、記録に不備があると思うので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月当時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年4月15日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付しており、申立期間当時の国民年金手帳は、同手帳を預っていた集金人が誤って焼失させてしまったと主張しているところ、上記払出簿によると、申立期間当時、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市の被保険者名簿によると、昭和36年度から38年度までは未納、

39年度は6か月が納付、40年度以降は納付済みとなっているところ、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録の納付記録とも一致しており、一連の記録に不自然な点は見られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から10年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、A社会保険事務所（当時）に赴いて年金記録の照会を行ったところ、申立期間は未納と回答された。

しかし、平成7年6月末に事業所を退職後、B市の本庁で国民年金の加入手続きを行い、送付された納付書により郵便局の窓口で国民年金保険料の納付を行っており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年7月に国民年金に加入したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は10年4月7日に国民年金の記号番号で付番されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記、基礎年金番号が付番された時点において、申立期間のうち、平成8年2月以前については、時効により保険料を納付することができない期間である一方、それ以外の申立期間は、過年度納付が可能であるものの、オンライン記録によると、10年5月19日付けで申請免除を行っていることが確認できることから、さかのぼって過年度保険料の納付を行えた状況もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月

私は平成2年9月にA社を退職後、同月にB市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。それ以降、保険料の振り込み用紙が送られてきた分についてはすべて支払ってきた。しかし、年金記録を確認すると、会社を退職した同月分の保険料が未納となっていた。記録が無いと言われても、私も理由が分からない。自分で同月分を納付しなくてもよいと思ったわけではないので、納付書が発行されていれば当然支払っていると思う。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金台帳（収滞納記録）、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の被保険者資格取得日はいずれも平成2年10月1日と記録されており、また、申立人が会社を退職した同年9月（申立期間）はいずれも未加入期間とされていることから、制度上、当該期間に納付書は発行されておらず、保険料を納付することができない。

また、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に係る記憶が曖昧であり、当該期間に係る保険料の納付状況について具体的な供述が得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年度（平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 3 月 31 日まで）を雇用期間とする契約により、A 事業所 B 事務所（現在は、C 事務所）において、アルバイトの事務補助員として勤務していたが、同年度末の 3 年 3 月は厚生年金保険の加入期間とされていなかった。

その後も A 事業所の複数の事務所において、年度ごとの契約で勤務していたが、申立期間だけが欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所 B 事務所における雇用保険被保険者記録は、平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 3 月 30 日（翌日の同月 31 日は、日曜日）までの期間であることが確認できる。

また、申立人は、「A 事業所 B 事務所では、アルバイトとして勤務していた。」と供述しているところ、当該事務所の元総務課長は、「非常勤職員には日々雇用職員（日給制）と臨時職員（月給制）の別があるが、申立人は日々雇用職員であったので、年度単位で雇用したとしても、年度末日が日曜日であれば、日々雇用職員の出勤日ではないので、その日を在籍期間としては取り扱わない。」と回答している。

さらに、A 事業所人事部は、「日々雇用職員の給与支払日は翌月 10 日であることから、厚生年金保険被保険者資格を喪失した月の保険料を給与から誤って控除する可能性は考え難い。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 2 年度末まで被保険者期間が継続していた 7 人（申立人を除く。）のうち 6 人が、申立人と同じ平成 3 年 3 月 31 日に

同資格を喪失していることが確認できる。また、7人のうち唯一、3年4月1日に同資格を喪失している一人について、当時の事情を知るA事業所の職員は、「平成2年当時に勤務していた非常勤職員のうち、当該一人だけが臨時職員であり、他は全員日々雇用職員であった。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月13日から17年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、17年1月1日から19年8月31日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月13日から17年1月1日まで
② 平成17年1月1日から19年8月31日まで

私は、A社からB社に派遣され、C業務をしていたが、実際の給与額よりも低い金額が社会保険事務所（当時）に届出されていたようである。

私がA社に在籍していた期間のうち、過去2年間（平成19年8月以降）については、社会保険事務所が調査しているので、それよりも前の期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成17年1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成13年分の給与所得の源泉徴収票から、同年においては、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社が提出した給与計算書によると、平成16年7月から同年12月までについて、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によると、平成17年4月から同年7月までの期間、18年2月、同年3月、同年8月から19年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間については、A社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が提出した給与計算書によると、平成17年1月から同年11月までの期間については、同社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、平成17年12月から18年1月まで、同年4月から同年7月まで及び19年3月については、給与明細書等が無く、給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、事業主が、申立期間②において申立人の給与から、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月4日から17年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成17年4月1日から19年9月30日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月4日から17年3月31日まで
② 平成17年4月1日から19年9月30日まで

私は、平成9年7月4日にA社に入社したが、厚生年金保険の加入記録は、17年4月1日からとなっているので、入社日からの加入に訂正してほしい（申立期間①）。

また、私は、A社からB社に派遣されて、C業務をしていたが、A社の関係者から、「B社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与明細書にある給与額よりも3,000円から6,000円ほど低い金額に改ざんされている。」と聞いたので、適正な金額に訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成17年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、平成17年4月1日に同保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が提出した平成14年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書及び給与明細書から、平成13年及び14年3月分の厚生年金保険料については、申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、A社から提出を受けた給与計算書によると、平成16年12月から17年3月までについて、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によると、平成18年7月から19年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間については、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が提出した給与計算書によると、平成17年4月から同年11月までの期間については、同社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、平成17年12月から18年6月までの期間及び19年4月については、給与明細書等が無く、給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、事業主が、申立期間②において、申立人の給与から、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 45 年 3 月 31 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 16 年 9 月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。

私の在職期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 6 月までの標準報酬月額の算定額が、私が所持している給与支給明細書の総支給額と比べると、社会保険庁（当時）の算定届出の処理の誤りにより、低くされているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額について、給与支給明細書に記載されている総支給額を基に算定すべきと主張しているところ、49 年 5 月の給与支給明細書によると、その他手当として 1 万 9,000 円が記載されており、この金額は、同年 4 月の基本給と同年 5 月の基本給の差額と同額となることから、申立人に支払われた同年 5 月の給与には、同年 4 月の昇給差額が含まれて支給されていることが推認できる上、B 社は、「申立期間の賃金台帳等が残っていないため確認できないが、49 年 5 月の給与には、同年 4 月の昇給差額が含まれている可能性が高いと思われる。」と回答しており、当該期間の標準報酬月額は、49 年 5 月から同年 7 月までの給与総支給額から当該昇

給差額を除外して算出すべきであり、この場合の標準報酬月額は11万8,000円となる。

一方、オンライン記録によると、昭和49年10月の定時決定（算定）の記録は無く、50年4月から同年8月までの標準報酬月額は、49年1月における随時改定（月変）による11万円となっている。

また、B社は、「申立期間に係る賃金台帳等の書類は残っていないため、標準報酬月額の届出の基準を含め当時の状況は不明であるが、当社としては、国の記録どおりの届出を行っていた。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同社で被保険者資格を取得した前後に同資格を取得している元従業員の標準報酬月額の記録によると、昭和49年10月の定時決定の記録は確認できないことから、当該事業所においては、当該定時決定に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除は行われていないことが確認できる。

- 2 申立期間のうち、昭和50年9月から51年9月までの期間については、申立人に支払われた50年6月の給与には、同年4月に遡及した昇給差額及び家族手当差額が含まれて支給されていることが推認できることから、当該期間の標準報酬月額は、同年6月から同年8月までの給与総支給額から当該差額を除外して算出すべきであり、この場合の標準報酬月額は13万4,000円となり、オンライン記録と一致していることが確認できることから、一連の標準報酬月額の届出について事務処理上の誤りは認められない。

また、申立人が所持する昭和50年9月から51年8月までの給与支給明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除は行われていないことが確認できる。

- 3 申立期間のうち、昭和51年10月から52年6月までの期間については、申立人に支払われた51年6月の給与には、同年4月の昇給差額が含まれて支給されていることが推認できることから、当該期間の標準報酬月額は、同年5月から同年7月までの給与総支給額から当該昇給差額を除外して算出すべきであり、この場合の標準報酬月額は14万2,000円となり、オンライン記録と一致していることが確認できることから、一連の標準報酬月額の届出について事務処理上の誤りは認められない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年11月6日から17年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち平成17年1月1日から19年10月26日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月6日から17年1月1日まで
② 平成17年1月1日から19年10月26日まで

A社からB社に派遣されC業務をしていたところ、A社から電話があり、「実際の給与額よりも低い金額を社会保険事務所(当時)に届け出ているので、年金記録確認第三者委員会に申立てをしてください。」と言われた。

私がA社に在籍していた期間のうち、過去2年間(平成19年8月以降)については、社会保険事務所が調査しているので、それよりも前の期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出を受けた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録のとおり、申立人について、平成17年1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出を行っていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成12年度から15年度までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び平成13年分及び15年分の給与所得の源泉徴収票から、11年から15年までの期間については、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、16年分の給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の総額が1か月分の厚生年金保険料に満たないことから、同年についても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されて

いなかったことがうかがえる。

さらに、A社が提出した給与計算書によると、平成16年7月から同年12月までについて、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書によると、平成17年2月から18年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月から同年11月まで及び19年6月については、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が提出した給与計算書によると、平成17年1月から同年11月までの期間については、同社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、平成18年2月、同年6月、同年8月、同年12月から19年5月まで及び同年7月から同年9月までについては、給与明細書等がなく、給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、事業主が、申立期間②において、申立人の給与から、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日まで
私は、A社の派遣社員として働いていた。同社の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が改ざんされているように思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書により、平成 17 年 6 月から同年 10 月までの期間、18 年 1 月及び同年 5 月から 19 年 8 月までの期間については、A社が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が提出した給与計算書により、申立期間のうち、平成 17 年 6 月から同年 9 月までの期間については、同社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、平成 17 年 11 月、同年 12 月、18 年 2 月から同年 4 月まで及び 19 年 9 月については、給与明細書等がなく、給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

その他事業主が、申立期間において、申立人の給与から、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和59年7月1日から60年9月30日までの期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、平成2年2月27日から同年9月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月1日から60年9月30日まで
② 平成2年2月27日から同年9月20日まで

A社に入社した昭和59年7月からの標準報酬月額の記録に間違いがある。契約では25万円のはずが15万円になっている。また、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成2年2月27日となっているが、事実は同年9月20日である。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に入社時の契約では、給与の総支給額は25万円であった。」と主張している。

しかしながら、A社において経理事務を担当していた上記元同僚は、「申立人の給与の体系は一般の社員とは違っており、社長との話で決まっていた。給与の支給額は高額であったと覚えているが具体的な金額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と証言している上、当該事業所は既に廃業しており、申立人の給与支給額について照会することはできず、当時の代表者に上記の照会を行ったものの回答を得ることができないため、申立人の申立期間①における給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間に厚生年金保険被保険者

の資格を有し所在が確認できた 11 人に、当時の給与支給額及び支給明細について照会したが、複数の元同僚は、「自身の標準報酬月額が正しい。」とそれぞれ証言している上、同記録によると、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額は、元同僚の標準報酬月額と比べ、著しく低いとは言い難い。

さらに、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録によると、平成 2 年 9 月 20 日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、全国健康保険協会 B 支部によると、申立人は、平成 2 年 2 月 21 日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、4 年 2 月 21 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社は既に廃業しており申立人の厚生年金保険料の控除の有無について照会することはできず、当該事業所に係るオンライン記録から、当時の代表者を把握し上記の照会を行ったものの回答を得ることができないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできないものの、当該事業所において経理事務を担当していた元同僚は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明だが、社員の給与から控除した厚生年金保険料の預かり分と会社負担分は、社会保険事務所（当時）からの納付書に合わせて支払うので、金額が違っていれば帳簿が合わない。私が担当していた期間については、そのような間違いは無かった。税理士とも相談しながら処理をしていたので、厚生年金保険料控除について間違いは無かった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

私は、父親の勧めにより、当時、安定感のある大きな会社であったA社B支店に昭和30年1月に入社し、社員として勤務し、同年10月以降は同社のB支店で勤務した。

申立期間に厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社B支店で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び申立人が記憶している元上司の氏名は確認できない上、上記被保険者名簿から、申立期間に在籍し所在が確認できた15人に当時の勤務状況を照会し、8人から回答を得たところ、8人のうち3人は同社C支店で、残る5人は同社B支店でそれぞれ長期社員として勤務していたことが確認できるものの、8人全員が申立人を覚えていないと回答している。

また、A社は現存しているところ、同社人事部長によると、「当時の資料は現在残っておらず、また、当時のことを知っている者も在籍していないので、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入については分からない。先輩から聞いた話によると、当社は当時、全国に支店を有しており、地域により多少取扱いは異なったようではあるが、社員はD社員という名称で勤務していたらしい。特定の季節だけ雇用された短期D社員と、1年を通して雇用された長期D社員が在籍していたらしく、短期D社員は厚生年金保険には加入していなかったようだ。申立人は、D社員として在籍しながら厚生年金保険に加入していないとすると、短期D社員であった可能性が考えられる。」と回答している。

また、A社B支店に申立期間に在籍していた元長期D社員の一人は、「私は

長期D社員として在籍したが、申立人のことは覚えていない。当時は、特定の季節だけ短期D社員が在籍していた。彼らは厚生年金には加入していなかった。」と証言しており、同社C支店に申立期間に在籍した元社員の一人は、「私は、昭和25年にA社で本社採用され、正社員として入社し、C支店のE課に配属され、契約社からの原料の収納とB支店への出荷に従事した。C支店においても短期D社員で厚生年金保険に加入できない者が大勢在籍していた。時期は定かではないが、短期雇用者が行政指導を仰ぎ、会社側と団体交渉して身分補償を求めたことがある。私は部下から「団体交渉に出るから今日は休ませてほしい。」と願い出られたことを覚えている。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には申立期間の前の期間であるE社の記録のみが記載されており、不自然な点は見当たらない上、A社健康保険組合は当時の資料は保管しておらず、申立人の加入状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月から 32 年 6 月まで
② 昭和 33 年 1 月から 34 年 10 月まで

私は、昭和 30 年 10 月から 32 年 6 月までは A 社の下請けをしていた B 社で勤務し、33 年 1 月から 34 年 10 月までは C 社で勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 30 年 10 月から 32 年 6 月までの間、A 社の下請けをしていた B 社で継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する元同僚と同姓の者 3 人が確認できる上、元事業主の長男は、「同社は、A 社の下請け会社として設立し、申立人が記憶している同姓の従業員は会社設立時から勤務していた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 6 月 1 日であり、申立期間①は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立期間当時の B 社の取締役（事業主の長男）は、「申立人の記憶は無く、当時の書類として唯一保管している名簿には申立人の氏名の記載は無い。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚 3 人は既に死亡又は所在不明のため当時の勤務状況等について照会できないことから、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となると同時

に被保険者資格を取得した元従業員のうち、所在が判明した二人に照会したところ、「私は昭和31年ごろには同社に勤務していたと記憶しているが、申立人の記憶は無い。」、「私は34年6月以前に同社で勤務した記憶は無く、申立人のことも知らない。」とそれぞれ証言しており、申立人が申立期間①に同社で勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和33年1月から34年10月までC社で継続して勤務した。私は、同社で船に乗っていたものの厚生年金保険に加入していたと思うが、はっきり覚えていないので、船員保険だったかもしれない。」と主張している。

しかしながら、日本年金機構D事務センターは、「C社が厚生年金保険及び船員保険の適用事業所であった記録は確認できない。」と回答している上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、申立人は、「C社はE社の下請けをしていたが倒産してE社に買収された。」と供述しているが、E社は、「社史及び当時の資料で調査したがC社の記載は無く、取引関係には無かったと思われる。」と回答しており、申立人の主張内容を確認することができない。

なお、申立人は、「C社の所在地はF市であったが、G市に支店があった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本によると、G市を本店所在地として、類似する名称の事業所のH社が確認できる。しかし、同社は既に解散しており、事業主も既に死亡していることから、申立てに係る事業所であることを確認することができない上、オンライン記録によると、同社が船員保険の適用事業所となったのは昭和36年9月3日、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であり、申立期間②は同社が船員保険及び厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から同年 9 月 6 日まで

私は、昭和 36 年 2 月から A 事業所で働き始めたと記憶しているが、厚生年金保険の加入が同年 9 月 6 日からとなっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 2 月から A 事業所に勤務した。」と主張しているところ、同事業所の複数の元従業員の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 19 人を把握し聞き取りを行った結果、そのうちの 8 人は、「同事業所には試用期間があり、最初は B 職として採用され、半年ぐらいたってから C 職扱いとなって厚生年金保険に加入した。」と証言している上、当時事務担当者であったとする元従業員は、「仕事がきつく、すぐに辞める従業員がいたので、勤務が続いた者だけを厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、上記の被保険者原票から、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 10 人のうち 1 人は、「D 地から出てきて働き始めたのは、昭和 36 年 3 月 1 日からだったと思う。給料が余り低いので、半年ぐらいたったところ、会社の担当者に直談判したところ、入社時は B 職扱いだと言われた。その後、C 職扱いになり、厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している。

これらのことから判断すると、A 事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金

保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 16 日から同年 7 月 9 日まで

私の母は、A社（現在は、B社）C支店を定年退職後、引き続きD社（現在は、E社）に入社し、昭和63年7月に退職するまで勤務を休んだ記憶は無いと言っていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和59年4月15日にA社C支店を離職し、同年7月9日にD社で被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、A社C支店を退職後に求職者給付を受給していることが確認できる。

また、B社が保管する申立人に係る退職報告書によると、申立人は、昭和59年4月15日に同社を退職していることが確認できる。

さらに、E社は、「申立期間に係る申立人の資格取得届、保険料の納付の有無等が確認できる資料は無く、当時の状況は不明である。」と回答しているものの、D社の元従業員は、「申立人の勤務期間は覚えていないが、同社F支店を開設する際に申立人を事務補助としてつけてもらった。」と証言しており、B社は、「D社F支店は、昭和59年7月16日に開設されている。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、昭和59年4月15日にA社を退職した後、同年7月16日のD社F支店の開設に際して勤務を開始したものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から34年12月1日まで

私は、同僚だったA氏の入社1年後にB社に入社した。当時、C駅付近にあった会社からDの自宅へ帰る電車の中で、昭和33年の日本シリーズで稲尾選手の活躍により、西鉄ライオンズが逆転優勝した試合をラジオで聞いたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年1月1日から34年12月1日までB社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、昭和29年3月から当該事業所に勤務していたと供述する元従業員は、「申立人は、自分より約1年後の30年ごろに入社し、1年半くらいで退職した。」と証言している上、32年6月に入社し、申立人と同様、E部署で勤務したと供述する元従業員は、「申立人のことは覚えていない。」と証言している。

また、上記元同僚が名前を挙げたE部署勤務の元従業員は、当該元同僚のほか二人（このうち一人は申立人が記憶するA氏）であったところ、申立人は、当該元同僚及び当該元同僚が名前を挙げた元従業員二人のうち一人を知らないと供述していることから、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することができない。

また、申立人が自分より1年程前に入社したとする元同僚のA氏の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年5月1日であることが確認できるところ、申立人及び元従業員の証言から、当該元同僚の同社への入社時期は26年から27年ごろであることがうかがえる上、申立人が自分より後に入社し半年程度で退職したと記憶する元同僚の被保険者記録も見当たら

ない。

これらのことから判断すると、当該事業所では、必ずしもすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月15日から23年3月31日まで

私は昭和18年3月に中学校の同級生二人と一緒にA社B事業所(現在は、C社)へ就職し、D業務の仕事をしていた。戦後、数か月間、E業務を担当したが、業務縮小により再度、D業務に戻って23年3月に退職したにもかかわらず、年金記録は20年12月15日資格喪失となっており、一部記録が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和18年3月から23年3月まで、A社B事業所で勤務した。」と主張している。

しかしながら、C社によると、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料が無いため、申立期間当時の状況は不明である。」と回答している上、申立人が申立期間後に勤務したE社に申立人の履歴書等の職歴が確認できる資料の有無を照会したものの、同社によると、当該資料は保存していないとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できない。

また、申立人が記憶する申立人と同職種の複数の元同僚は、全員、所在不明のため、照会することができない上、A社B事業所において申立期間の前後に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた40人に申立人の在籍及び厚生年金保険への加入状況について照会したところ、32人から回答があったものの、申立人が申立期間において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言等は得られない。

さらに、昭和18年3月28日から20年12月15日までのA社B事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録については、F共済組合へ移管されたことが確認できるところ、同共済組合が保管する申立人に係る資格関係記録によ

ると、18年3月28日から20年12月15日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、A社B事業所において、18年3月28日資格取得、20年12月15日資格喪失(原因:カイコ)の記載が確認でき、それぞれの記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 25 日から 41 年 7 月 1 日まで

地震や台風による被災のため、証明できる当時の資料は無いが、昭和 39 年 8 月から A 社に勤務していたので、申立期間について、国民健康保険又は社会保険のどちらに加入していたのか調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 39 年 8 月 1 日に A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 25 日に同資格を喪失後、41 年 7 月 1 日に再度、同社において同資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録が無いことが確認できるところ、申立人の妻は、「A 社は、私 (申立人の妻) の父親が設立した会社であり、申立期間のころ、父親が役員であったので、申立期間の申立人の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立人と同日に A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間中に同資格を喪失していることが確認できる元従業員のうち連絡先が判明した二人は、「申立人は私よりも先に退職した。」「申立人は直ぐに辞めた。」とそれぞれ証言しており、申立人が、いったん同社を退職していることがうかがえる。

また、A 社は、「申立期間当時の経営者及び従業員は既に退職しており、当時の勤務状況や給与等の記録についても、事務所移転時に廃棄しており残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和39年8月1日に健康保険番号*番で資格取得し、同年11月25日資格喪失後、41年7月1日に健康保険番号*番で再度、同社において同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

なお、申立人の妻は、「申立人は、生前、年金や保険は掛けておかなければならないと言っていたので、国民健康保険か社会保険のどちらかに加入しているはずである。」と主張しているところ、B市役所は、「申立期間当時の申立人に係る国民健康保険の加入記録は確認できない。」と回答しており、申立人が申立期間同時に国民健康保険に加入していた事実を確認することはできないが、申立人が申立期間同時に政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月ごろから 56 年 3 月ごろまで
昭和 55 年 4 月ごろから A 市の B 社に社員として勤務した期間の厚生年金の記録が空白である。同年 6 月の給与明細書と 56 年の源泉徴収票を添付するので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 6 月の給与明細書及び 56 年の源泉徴収票の記載内容から、申立期間ごろに B 社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張しているところ、同社の事業主は、「申立人は、申立期間、当時社員として当社に勤務していた。」と回答している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、B 社の名称及び類似する名称の事業所は確認できない上、同社の事業主は、「申立期間当時は、個人事業所で従業員数が 5 人未満であった。厚生年金保険には誰も加入していなかったため、保険料を控除できるはずもない。」と回答している。

また、申立人は、B 社に勤務していた昭和 55 年 6 月分であるとする給与明細書を提出しているところ、当該明細書には 6 月分とのみ記載され、何年であるかの記載は無く、支給額 221,000 円、健康保険 8,400 円、厚生年金 10,600 円、雇用保険 1,106 円の記載が確認できるものの、同社の事業主は、「申立期間当時の給与明細書の書式とは相違している。」と回答している上、申立人に係る同年同月の雇用保険被保険者記録は確認できないにもかかわらず、同保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の後に勤務した C 社における昭和 60 年 6 月の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料は、申立人が B 社における 55 年 6 月分であるとする給与明細書に記載された保険料額

とそれぞれ一致していることから、当該給与明細書はC社における60年6月分であることが推認できる。

加えて、昭和56年分給与所得の源泉徴収票によると、適用欄に「B社同年3月25日退職、給料427,050 社会保険料11,100 S56年3月25日退職」の記載が確認でき、同年1月から3月のB社における退職直前の3か月分の給与は427,050円であり、1か月分は平均142,350円と認められるところ、申立人が提出した55年6月分であるとする給与明細書の支給額221,000円と比較してかなり低額であり、B社の事業主も、「申立人の申立期間における給与は15万円程度しか支払っていなかったと思う。」と回答していることから、申立人が提出した給与明細書は、B社のものではないことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 55 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間に旧姓でA社に勤務した。勤務中にけがをして近くの病院で治療を受けたことがあり、この時に健康保険を使ったことを覚えている。厚生年金保険にも加入していたと思うが、年金記録が無い。調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元社長及び元従業員の証言から、申立人が申立期間ごろに同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元社長は、「申立期間当時は、毎年2、3人を採用していたが、最初の1年間くらいは社会保険に入れていなかった。従業員は10数人いたが、そういう従業員が3、4人いたと思う。申立人は入社後1年を過ぎても社会保険に加入していなかったということだが、その理由は分からない。」と回答している上、申立人をはじめ元従業員の多くが、「申立期間当時、従業員は10数人いた。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）で被保険者数を月別に確認すると、申立期間の40か月のうち34か月は被保険者数が6人から8人までであることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社では必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、元従業員の一人は、「A社には関連事業所が2、3社あり、私も一時期は関連事業所で厚生年金保険の記録があった。」と証言しているところ、これらの関連事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、「申立事業所でけがをして病院で治療を受けた時の健康保険証は三つ折りで、オレンジのような色だったと思う。」と供述しているところ、申立人が記憶する病院は、「当時の診療記録は保存していない。」と回答しており、健康保険の種類等について確認することができない。

加えて、A社に係る被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。